

第4次天草市男女共同参画計画

(令和5年度～令和11年度)



令和 5 年 3 月

天草市

はじめに

近年、急速な少子高齢化による人口減少に加え、多発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の流行、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築していくためには、家庭、職場、学校、地域社会など様々な分野で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同社会の実現が不可欠となっています。

本市では、平成19年1月に「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」を施行するとともに、この条例に基づき、平成20年3月に「天草市男女共同参画計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に進めてきました。また、平成23年10月には、市民の活動・交流の場、情報の受発信の場、学びの場の拠点施設として、男女共同参画センターを開設（令和2年4月に「複合施設ここらす」へ移転）し、男女共同参画を推進する様々な取組を行ってきました。

こうした取組の成果として、固定的性別役割分担意識を否定する市民の割合が増加するなど改善が見られるようになってきましたが、職場や家庭、地域などで男女共同参画が十分実践できていないなど、男性優位と感じている人の割合は未だに高い状況にあり、依然として社会全体の意識や実態が変わるまでには至っていません。

このような中、「第3次天草市男女共同参画計画」（平成29年度～令和4年度）の期間が満了するにあたり、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、今後7年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「第4次天草市男女共同参画計画」を策定しました。

今回の計画では、「多様性を認め合い、誰もが安心して個性と能力を発揮できるまち天草」を基本目標としており、今後、市民や団体、事業者の皆様などと連携・協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、本計画を着実に推進して参りたいと考えておりますので、皆様にはより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました天草市男女共同参画審議会委員をはじめ、貴重なご意見等をお寄せくださいました市民、関係団体の皆様方に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

天草市長 馬場 昭治

第4次天草市男女共同参画計画 目次

第1章	第4次天草市男女共同参画計画策定の趣旨	1
第2章	第3次天草市男女共同参画計画の振り返り	2
第3章	第4次天草市男女共同参画計画の基本的な考え方	5
	1 計画の位置づけ	5
	2 計画の期間	6
	3 SDGs(持続可能な開発目標)の推進	6
	4 基本目標	7
	5 重点目標	8
	6 計画の体系	9
第4章	第4次天草市男女共同参画計画の内容	11
	重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	11
	<施策の方向>	
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15
	(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	15
	(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための支援	16
	(4) 農林水産業における男女共同参画の推進	17
	(5) 地域社会における男女共同参画の推進	18
	重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	19
	<施策の方向>	
	(1) 男女共同参画の視点からの防災力の向上	23
	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	23
	(3) 生活上の困難に対する支援	24
	(4) 生涯を通じた健康支援	25
	重点目標3 男女共同参画社会の実現のための意識改革	26
	<施策の方向>	
	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	28
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進	28
	重点目標4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化	30
	<施策の方向>	
	(1) 市の推進体制の強化と県や他市町村との連携	31
	(2) 市民や各種団体との連携・協働による取組の推進	31
第5章	男女共同参画計画に掲げる指標	32
	計画に掲げる成果指標一覧	32

<資料編>

第4次天草市男女共同参画計画 用語解説	35
男女共同参画社会づくりの国内外の動き	37
男女共同参画社会づくりに係る天草市の主な動き	41
天草市男女が共に生きる社会づくり条例	43
男女共同参画社会基本法	51
熊本県男女共同参画推進条例	59
天草市男女共同参画審議会委員名簿	64

※本文中の下線箇所については、P35～36に用語解説があります。

第1章 第4次天草市男女共同参画計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけており、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

本市では、市、市民及び事業者の協働の下に男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年1月に「天草市男女が共に生きる社会づくり条例（以下、「条例」という。）」を施行しました。

この条例に基づき、平成20年3月に「天草市男女共同参画計画」を策定し、平成23年3月の改定を経て、平成29年3月に第3次天草市男女共同参画計画（期間：平成29年度～令和4年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

このたび、第3次計画が期間満了となるため計画の見直しを行い、令和5年度から令和11年度までの7年間とする「第4次天草市男女共同参画計画」を策定しました。

なお、計画の策定にあたっては、令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、「第5次男女共同参画基本計画」（内閣府・令和2年12月）、「第5次熊本県男女共同参画計画」（熊本県・令和3年3月）を踏まえるとともに、これまでの成果と課題を検証し、今後さらなる男女共同参画の総合的・効果的な推進を図っていくこととします。

第2章 第3次天草市男女共同参画計画の振り返り

第3次計画では、「女と男、ともに創り ともに輝くまち」を基本目標とし、施策の方向と具体的取組を盛り込んだ4つの重点目標について14の成果指標を設定し、目標値を掲げて取り組むとともに、毎年度各課の取組状況を調査し、計画の進捗管理を行ってきました。

以下のとおり、4つの重点目標に係る取組の振り返りについて総括します。

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会の実現と多様化する地域課題の解決に向けては、多様な意見や視点を反映させる観点から、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画が進むことが重要です。

このため、意思決定過程への女性の参画拡大を目的とした連続講座の開催や女性人材バンクの充実などに取り組んできましたが、市の審議会等における女性委員の登用率は、25%前後の横ばいで推移し、目標の35%には到達できていません。

また、農業分野の指標である「農業委員における女性委員の登用率」、地域社会における指標の「行政区長に占める女性の割合」についても、計画策定時から若干の改善はみられるものの、目標達成には至っていません。

今後もあらゆる分野において、意思決定過程への女性の参画拡大に向けた更なる取組が必要となっています。

重点目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり

性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要です。

毎年度実施している「市政に関するアンケート」（担当：政策企画課）においては、市民の男女共同参画に対する意識の浸透度を測る指標の一つである「性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合」は増加傾向にあり、令和2年度から8割を超えて推移しており、市民の男女共同参画に対する意識が高まってきていると言えます。

一方で、令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）では、「社会全体における男女の地位の平等感」について、「男性の方が優遇されている」と答えた市民の割合が72.6%、「性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる社会となっているか」の問いに「そう思わない」と答えた市民の割合が59.9%となっており、男性優位と感じる人が多いことが分かります。

社会の慣習や実態を是正するためには、あらゆる場面において更なる普及・啓発や環境改善を図る必要があります。

重点目標 3 安全・安心な暮らしの実現

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス^{*7}（以下「DV」）など女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向けて、安全・安心な暮らしの実現を図っていく必要があります。

配偶者等からの暴力について尋ねた市民意識調査の結果によると、女性の4人に1人がDVの被害経験があると回答しています。

あらゆる暴力の被害者も加害者も生まない社会づくりのため、女性への暴力の根絶に向け、関係機関が連携した取組を強化する必要があります。

また、近年各地で頻発する自然災害では、避難所における男女のニーズの違い等に配慮するなど、男女共同参画の視点からの対応が重要であることが指摘されています。しかしながら、防災・復興における女性の参画は十分ではないことから、女性の視点を反映した地域防災力向上のため、災害の各段階における女性の参画を進める必要があります。

重点目標 4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化

男女共同参画を推進するためには、各課が取り組む施策に男女共同参画の視点を取り入れて施策展開するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画について理解を深める必要があります。

第3次計画における各課の取組状況については、毎年度の調査により、男女共同参画の視点に立った事業の成果や問題点を把握するなど、進捗管理を行い公表してきました。

また、男女共同参画社会の推進には、市民や団体、企業等と連携した取組が必要であることから、男女共同参画推進ネットワーク団体をはじめ男女共同参画センターの登録団体や地域団体等と市が、協働でセミナーの開催や男女共同参画週間事業などを実施してきました。

令和2年4月に“複合施設こころす”が開設され、推進拠点となる男女共同参画センターも当該施設に移転しました。同時期から新型コロナウイルス感染症による行動制限の影響を受け、会合による交流等が難しい状況もありましたが、複合施設の利点を生かし、これまであまり接点がなかった市民や団体との交流や協働により、男女共同参画センターの機能強化に取り組んでいく必要があります。

第3次天草市男女共同参画計画に掲げる指標の実績推移一覧

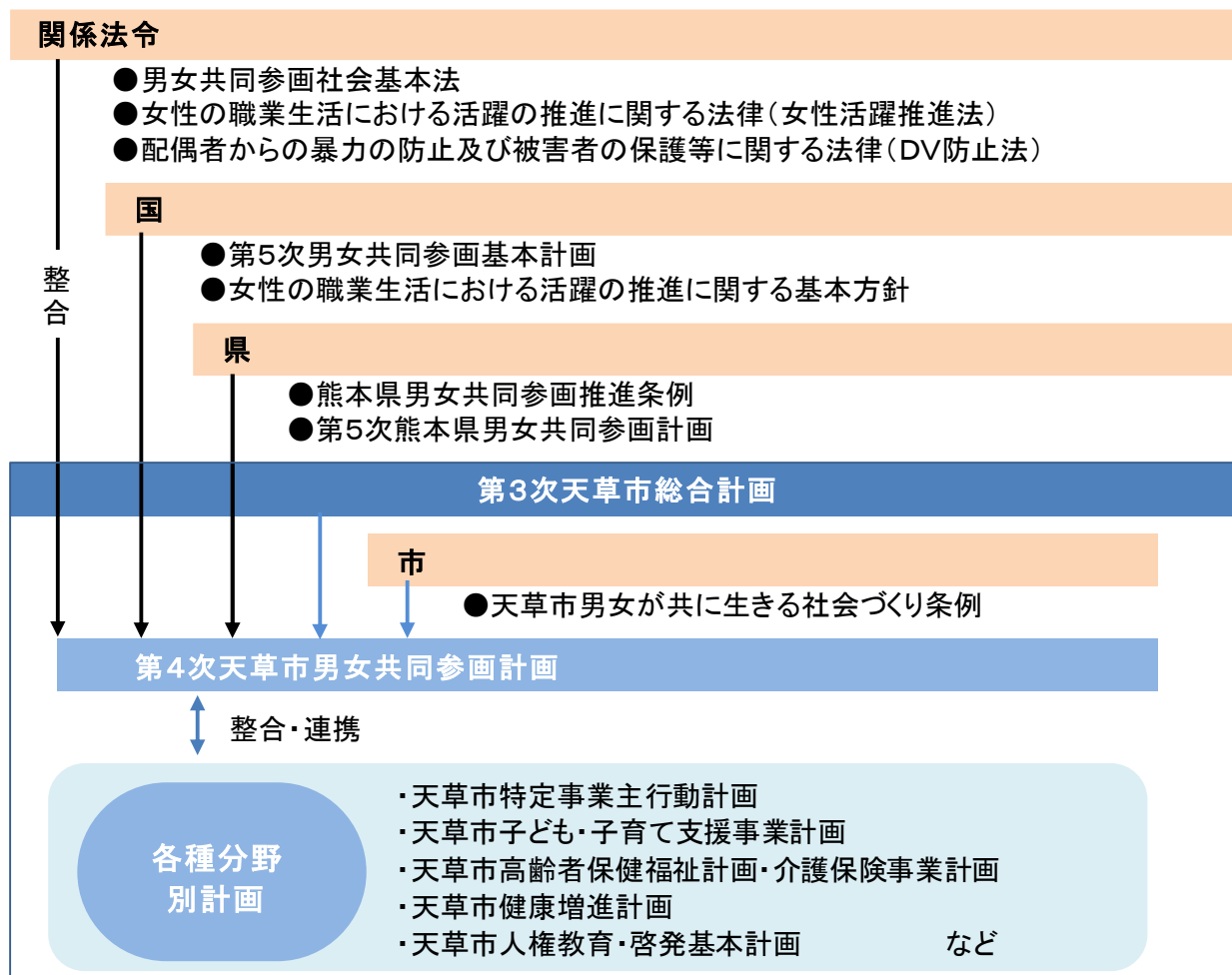
成果指標名	計画策 定時	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4目標	
1 あらゆる分野における女性の活躍推進								
市の審議会等における女性委員の登用率	25.1 %	25.5 %	25.6 %	24.2 %	23.7 %	25.5 %	35.0 %	
市における管理的地位に占める女性職員の割合	16.6 %	22.1 %	23.6 %	20.9 %	19.8 %	19.0 %	20.0 %	
女性の社会参画加速化自主宣言を行う市内企業・団体等の数	0 件	—	—	3 件	4 件	4 件	6 件	
農業委員における女性委員の登用率	15.0 %	15.4 %	15.4 %	15.4 %	15.4 %	15.4 %	25.0 %	
行政区長に占める女性の割合	1.1 %	1.6 %	0.2 %	0.8 %	0.8 %	1.9 %	5.0 %	
2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境づくり								
性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合(市政アンケート)	62.8 %	64.2 %	65.5 %	78.1 %	82.7 %	81.8 %	75.0 %	
家事の負担が同程度である家族の割合	11.0 %	—	—	—	—	14.2 %	25.0 %	
子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる市民の割合(子育て支援サービスは充実している)	19.3 %	34.3 %	31.7 %	37.6 %	38.8 %	36.1 %	42.3 %	
3 安全・安心な暮らしの実現								
配偶者からのDV被害の経験がある女性の割合	24.9 %	—	—	—	—	26.4 %	10.0 %	
健康に気をつけて生活している市民の割合	84.8 %	85.9 %	87.0 %	86.3 %	87.1 %	85.1 %	93.2 %	
乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん	31.7%	36.6%	38.2%	37.6%	29.6%	41.3%	40%
	子宮頸がん	24.7%	28.7%	29.2%	30.8%	30.8%	32.7%	
女性消防団員数	44 人	38 人	37 人	36 人	37 人	36 人	60 人	
4 男女共同参画推進の体制充実と連携強化								
男女共同参画センターの登録団体数	11 団体	18 団体	18 団体	11 団体	13 団体	11 団体	25 団体	
男女共同参画センターの利用者数(月平均)	357人	344人	371人	322人	60人※	128人※	400人	

※R2.4～複合施設に移転し交流室の利用目的の把握が困難となったため、会議室の利用者のみ計上

第3章 第4次天草市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」第11条の規定に基づく計画です。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」を含んでいます。【重点目標1】
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」を含んでいます。【重点目標2（2）】
- この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次熊本県男女共同参画計画」を勘案し策定しています。
- この計画は、「第3次天草市総合計画」の分野別計画であり、他の関連する分野別計画と整合を図っていきます。



2 計画の期間

この計画は第3次天草市総合計画と整合を図り、計画期間を令和5年度(2023年度)から令和11年度(2029年度)までの7年間とします。また、社会情勢の変化や施策の進捗状況を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) のことです。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

この計画では以下の目標が特に関係しています。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



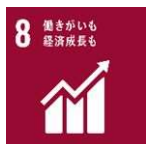
4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4 基本目標

『多様性を認め合い、誰もが安心して個性と能力を発揮できるまち 天草』

条例第3条に掲げる6つの基本理念を踏まえて、第4次天草市男女共同参画計画の目標とします。

天草市男女が共に生きる社会づくり条例 第3条

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行の見直し

社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができること。

5 生涯を通じた健康への配慮

男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

5 重点目標

基本理念を踏まえながら、次の4つの「重点目標」を柱に、男女共同参画社会の推進に取り組んでいきます。

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていくことが重要です。性別にかかわらず、自らの意思によって一人ひとりがもつ個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるため、固定的性別役割分担意識^{※3}や無意識の思い込み^{※12}の解消、ワーク・ライフ・バランス^{※4}の推進、女性の人材育成などに取り組めます。

2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

全ての人々が安心して暮らせる社会づくりを目指すうえで、女性に対する暴力の防止や被害からの回復のための取組は重要な課題です。女性は様々な年代で貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあることから、相談対応や就労支援、子育て支援等を行います。また、近年各地で地震、津波、風水害等の災害が頻発していますが、避難所における対応などにおいて、男女のニーズの違い等に配慮がなされていないといった実態があり、男女共同参画の視点を十分取り入れた災害対応を行っていくことが、災害に強いまちづくりの実現にとって不可欠となっています。

3 男女共同参画社会の実現のための意識改革

男女平等や男女共同参画に対する認識は、少しずつ深まってはいるものの、家庭や職場、地域等において実感できるほどの実践はなされていません。その大きな要因としては、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識^{※3}や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{※12}があり、こうした問題の解消に向けた広報・啓発に取り組むとともに、発達段階に応じた人権教育や男女共同参画の視点に立った教育の充実に取り組めます。

4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化

市が実施する全ての施策に男女共同参画の視点を組み入れ、横断的かつ総合的な全庁的取組となるよう、庁内の連携強化と職員の意識啓発を図ります。また、男女共同参画センターの登録団体をはじめとする男女共同参画に関する活動を行う団体・個人と連携・協働した取組を一層積極的に進めます。

6 計画の体系

【基本目標】 多様性を認め合い、誰もが安心して個性と能力を發揮できるまち 天草

重点目標		施策の方向		具体的施策	
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1	意思決定の場に参画するための女性の女性の人材育成	1	意思決定の場に参画するための女性の女性の人材育成
		2		2	各種審議会等への女性委員の登用拡大
		3		3	政治分野における女性の参画拡大に向けた理解促進
		4		4	市役所における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		5		5	経営者層等の意識改革の促進
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	6	就業や雇用分野における男女共同参画の推進	6	女性の能力開発や起業の支援
		7		7	市役所におけるハラスメントの防止等に向けた体制整備
		8		8	労働者のための労働雇用相談への協力
		9		9	ニーズに応じた子育てサービス等の充実
		10		10	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解促進
	(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための支援	11		11	男性の家事・育児・介護への参画促進
		12		12	経営への女性の主体的な参画の推進
		13		13	農林水産物の6次産業化の支援
		14		14	農林水産業における意思決定への女性の参画拡大
		15		15	地域団体における意思決定への女性の参画拡大
	(4) 農林水産業における男女共同参画の推進	16		16	地域づくりリーダーの育成
		17		17	防災分野における男女共同参画の視点の普及・確保
		18		18	相談体制の充実
		19		19	連携体制の強化、支援体制の充実
		20		20	女性に対するDV防止のための広報、啓発の充実
	(5) 地域社会における男女共同参画の推進	21		21	子どもの頃からの人権教育の充実
		22			
		23			
		24			
		25			

女性活躍推進法の市町村推進計画として位置づける施策

DV防止法の市町村基本計画として位置づける施策

重点目標		施策の方向		具体的施策		
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(3) 生活上の困難に対する支援			22	ひとり親家庭等への支援	
				23	経済的な困窮家庭への支援	
				24	高齢者の自立支援や健康増進、生きがいづくり	
				25	地域生活における障がい者の支援	
				26	居住外国人への支援	
				27	性的指向、性自認に関する人権に係る配慮	
				28	健康増進事業や生活習慣病対策	
				29	ライフステージに応じた健康支援	
3 男女共同参画社会の実現のための意識改革	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進			30	妊娠、出産等に関する健康支援	
				31	男女共同参画社会の理念や内容についての理解促進	
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進				32	固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
					33	子どもに対する男女共同参画の視点に立った教育の充実
					34	互いを尊重し合う人権教育・啓発の推進
	4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化	(1) 市の推進体制の強化と県や他市町村との連携			35	市の推進体制の充実
					36	職員の意識啓発
(2) 市民や各種団体等との連携・協働による取組の推進					37	県や他市町村との連携
					38	男女共同参画センターの機能充実

第4章 第4次天草市男女共同参画計画の内容

重点目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大



現状と課題

行政、企業、地域などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様な視点が確保され、誰もが暮らしやすい豊かで活力ある社会の実現につながります。

令和3年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）における女性の地位向上に対する考え方の質問項目では、8割以上の方が「政策の企画立案や方針決定の場に女性が増える方がよいと思う」と回答しています【図表1-1】。

一方で本市の現状は、市の審議会等における女性委員の割合は25.5%、市議会における女性議員は26人中1人（3.8%）、市役所の管理職に占める女性の割合は17.4%、各地区振興会における女性の部会長は14.7%など、市政や地域、事業所の管理職、各種団体等においても、政策・方針決定の場への女性の参画が十分ではありません【図表1-2】。

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながることから、働くことを希望する人が、性別にかかわらず、自らの希望に応じていきいきと働くことができる環境づくりを進めることは、男女共同参画の観点からも重要です。

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」とする“就業継続”を支持する人の割合が男女とも6割を超えている反面【図表1-3】、職場における男女の地位の平等感については、半数以上の女性は「男性が優遇されている」と感じています【図表1-4】。

また、市民意識調査における固定的性別役割分担意識^{※3}の質問項目では、「男は仕事、女は家庭などと性別によって役割を固定する考え方」に反対する人は7割を超え、市民の男女共同参画に対する意識は向上してきているものの【図表1-5】、現実には家事や育児等の家庭生活の多くを女性が担っている現状にあります【図表1-6】。その結果として、女性の働く場における活躍が制限される場合が多いことから、パートナーである男性の家事・育児・介護等への参画をより一層進める必要があります。

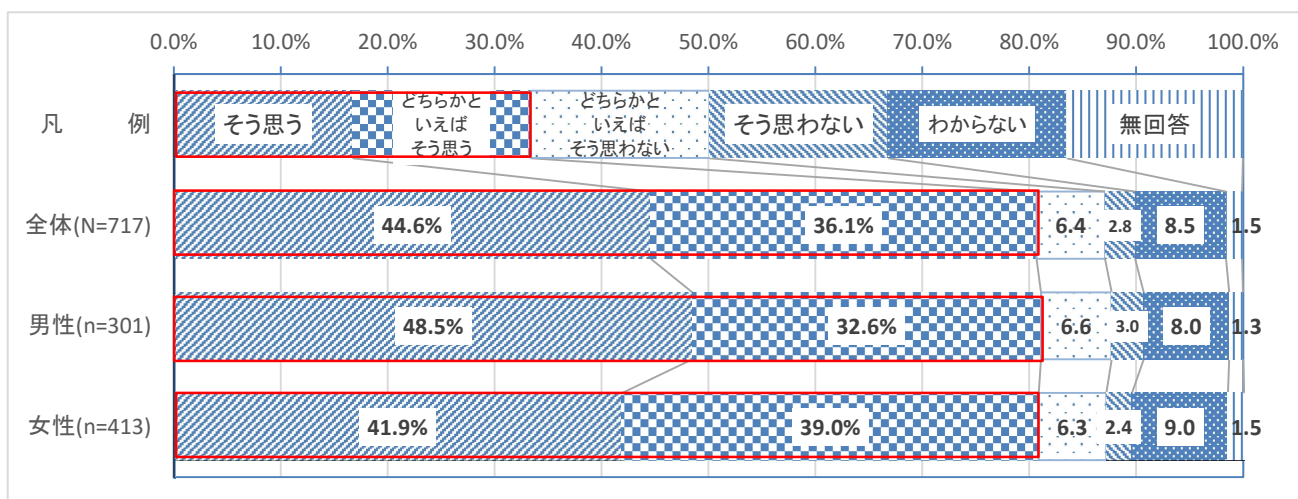
農林水産業においては、女性も重要な担い手であるものの、農業協同組合理事等の役員をはじめ、意思決定の場への女性の参画は進んでいない状況です。

農林水産業の活性化や産業振興を図るうえで、地域住民とのつながりや消費者感覚などに優れた視点を持っている女性の参画の重要性は高まっていくと考えられることから、男女共同参画の視点を取り入れた経営や女性の参画が必要です。

地域づくりについても、役員が多くを占めている男性を中心に進められてきましたが、地域の担い手が減少するなかで、さまざまな課題を解決するためには、多様な立場の人々の参画が必要不可欠であり、女性の参画が重要となっています。

【図表 1-1】女性の地位向上に対する考え方

(問)あなたは、女性の意見がもっと反映されるように自治体の首長(知事や市町村長)や議会議員、企業の管理職、農協の役員、自治会やPTA 会長など、政策の企画立案や方針決定の場に女性が増える方がよいと思いますか。

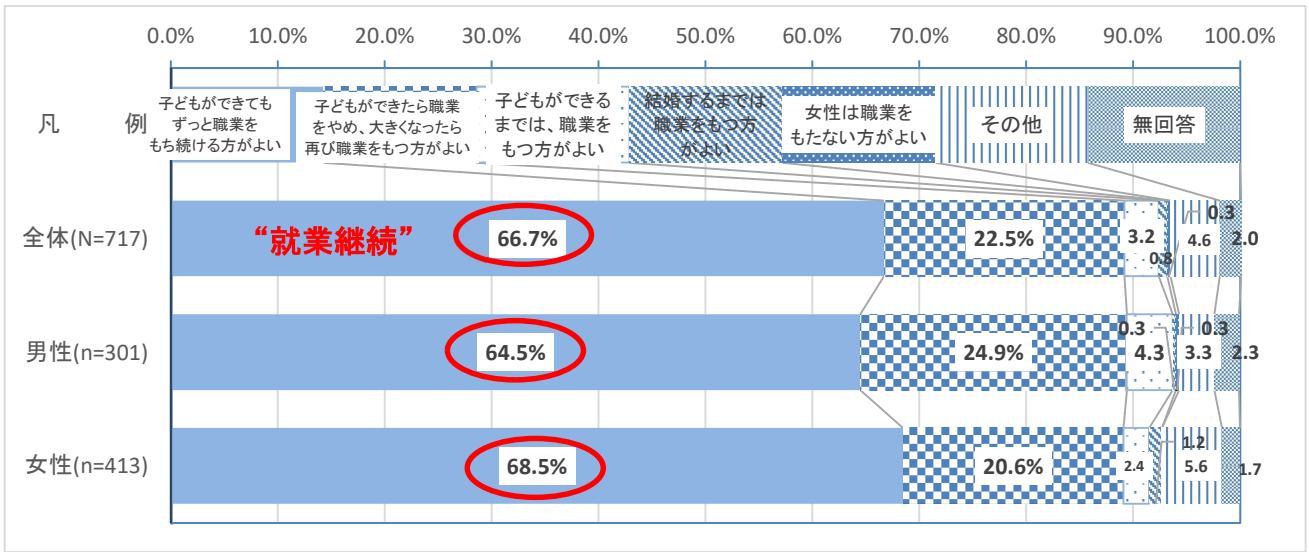


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

【図表 1-2】政策・方針決定の場への女性の登用状況

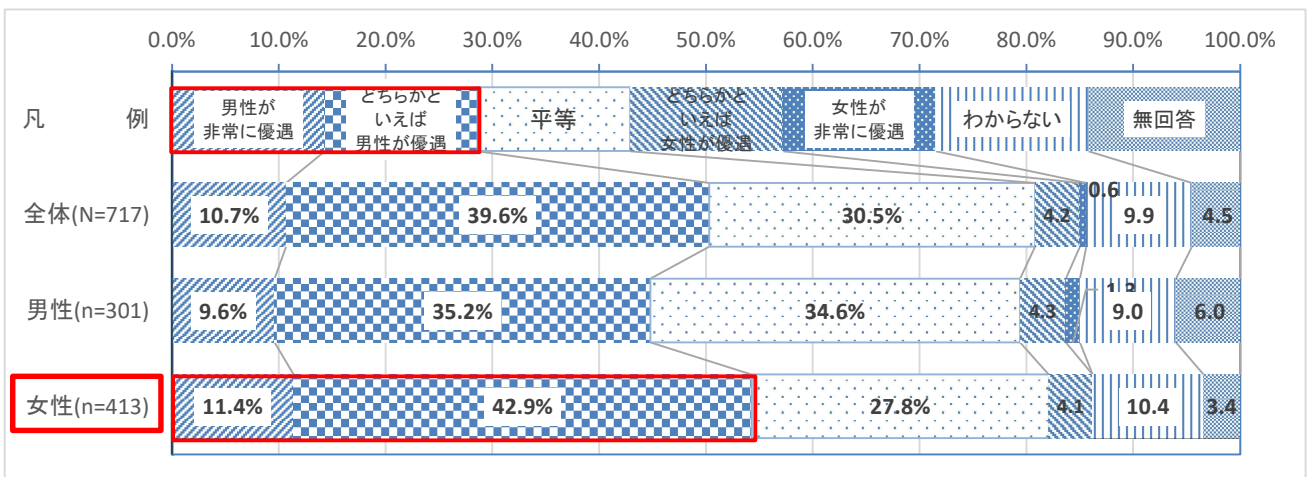
	時点	全体	うち女性	女性割合	備 考
市の審議会等委員	R4.3.31	821人	209人	25.5%	男女共同参画推進状況調べ
市議会議員	R4.5.1	26人	1人	3.8%	
市役所職員	R4.4.1	管理職(課長級以上)	21人	17.4%	総務課調べ
		監督職(係長・課長補佐)	24人	15.5%	
各地区振興会	R4.4.1	部会長	34人	14.7%	まちづくり支援課調べ
		構成員	2,323人	837人	

【図表 1-3】女性が仕事をもつことについて



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

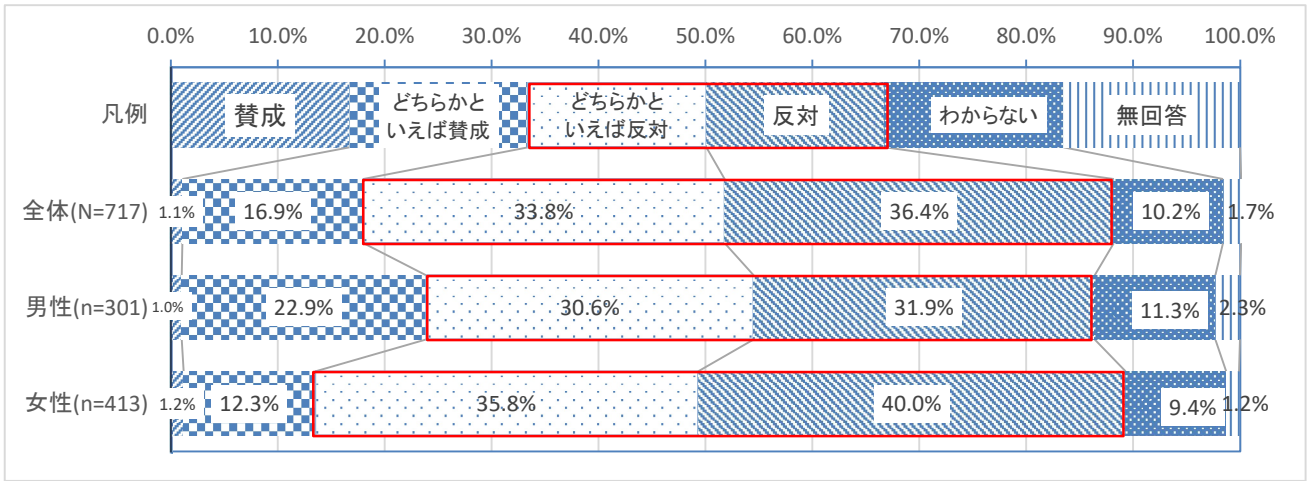
【図表 1-4】職場における男女の地位の平等感



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

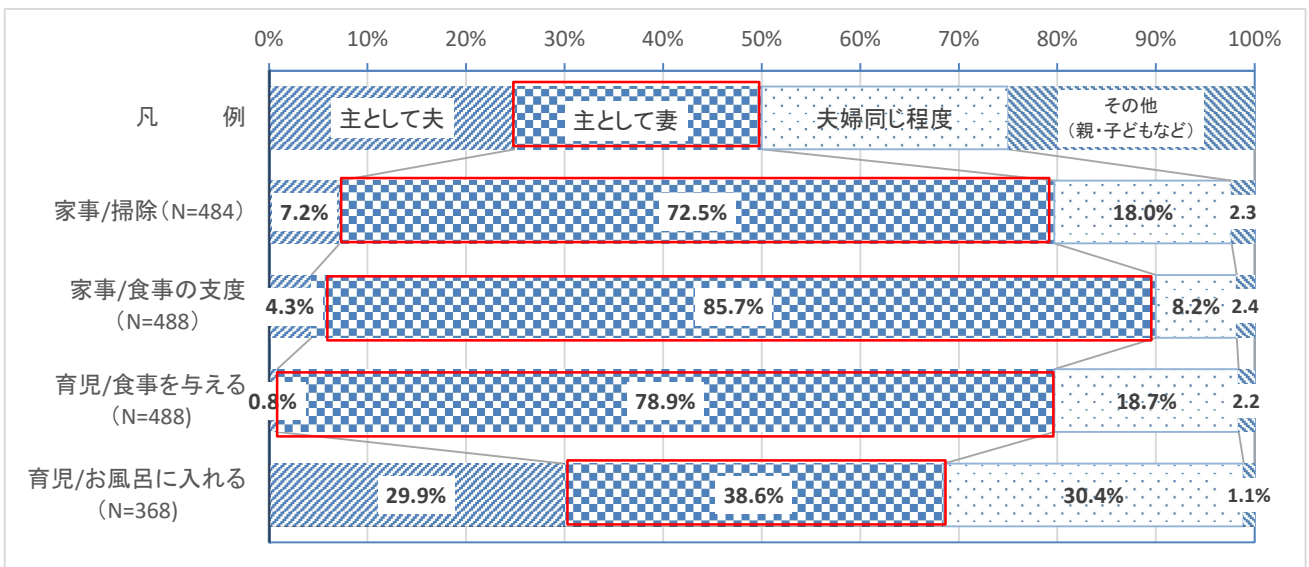
【図表 1-5】 固定的性別役割分担意識^{※3}

(問)あなたは、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考えをどう思いますか。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

【図表 1-6】 家庭生活の役割分担



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

施策の方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

意思決定の場に自らの考えを発信でき、地域や職場のリーダーとして活躍する女性人材の育成と発掘に取り組みます。

市の政策・方針決定に大きく関与する審議会等への女性の登用については、引き続き、女性人材バンクへの登録及び情報共有を進め、公募委員枠の拡大に努めるなど、女性登用を強く働きかけていきます。

市役所においても、職員配置の見直しによる女性の職域の拡大を進めるとともに、女性職員自身の能力開発と意識改革を促し、管理職及び監督職への積極的な登用に向けた取組を進めます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
1	意思決定の場に参画するための女性の人材育成	・ステップアップセミナーの開催 ・男女共同参画リーダー育成補助金の活用による人材育成	男女共同参画課
2	各種審議会等への女性委員の登用拡大	・市の審議会等への女性委員の積極的な登用 ・女性人材バンクの充実と積極的活用	男女共同参画課 全庁
3	政治分野への女性の参画拡大に向けた理解促進	・男女共同参画推進団体等と連携した普及啓発活動の実施	男女共同参画課
4	市役所における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・女性職員の人材育成(研修派遣、キャリア形成研修など) ・女性職員の職域拡大(男女のバランスのとれた人事配置) ・管理職、監督職における女性職員の登用促進	総務課

施策の方向（２）就業や雇用分野における男女共同参画の推進

女性が営業や企画部門などさらに幅広い職種で働き、男女共同参画が推進されることは、企業戦略においても大変重要であることから、企業向けセミナー等を通じて、経営者層や人事担当者の理解促進に取り組みます。また、デジタル化の進展による情報技術などの分野の人材育成も急務であることから、IT等スキルアップ研修会を実施するなど、女性の能力開発にも取り組みます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
5	経営者層等の意識改革の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)^{※4}をテーマとした企業向けセミナーの開催 ・入札参加資格審査申請における女性活躍推進の状況調査 	男女共同参画課 契約検査課
6	女性の能力開発や起業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・IT等スキルアップ研修会の開催による人材育成 ・意思決定の場への参画を目的としたリーダー育成事業 ステップアップセミナーの開催(再掲) 	産業政策課 男女共同参画課
7	市役所におけるハラスメント ^{※10} の防止等に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント^{※10}防止に向けた周知啓発 ・ハラスメント^{※10}に関する相談体制の充実 	総務課
8	労働者のための労働雇用相談への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士会天草支部が開催する無料相談会への協力(会場確保、周知) 	男女共同参画課

施策の方向 (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)^{※4}のための支援

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所等における延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、障がい児保育事業など、ニーズに応じた子育てサービス等の充実に取り組みます。

ワーク・ライフ・バランス^{※4}の重要性についての企業等の理解や、パパ手帳^{※9}の配布及び母子・子育て支援アプリの登録などを進めることにより、男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組みます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
9	ニーズに応じた子育てサービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、障がい児保育事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業^{※11}の実施 ・放課後児童クラブの充実 	子育て支援課
10	<u>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)^{※4}</u> の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等を対象としたセミナーの開催(再掲) 	男女共同参画課

No.	具体的施策	取組内容	担当課
11	男性の家事・育児・介護への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「男性にとっての男女共同参画」の理解に向けた啓発事業の実施 ・<u>パパ手帳</u>^{※9}の配布 ・天草市母子・子育て支援アプリの登録促進 ・育児講座などによる父親の育児への参画促進 	男女共同参画課 健康増進課

施策の方向 (4) 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業における経営安定・発展のためには、経営の多角化や付加価値の高い商品開発が求められることから、新しい気づきや視点などを生かした女性の経営への主体的な参画を推進します。

また、地域の農林水産業の方針等に大きな影響を与える農業委員会、農業協同組合、漁業協同組合等における理事や役員等への女性の登用を促し、意思決定の場への参画拡大を働きかけます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
12	経営への女性の主体的な参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>女性認定農業者</u>^{※8}の認定推進(共同申請を含む) ・農家における<u>家族経営協定</u>^{※1}締結の促進 	農業振興課
13	農林水産物の新商品開発の支援	・新商品開発支援事業補助金等の活用による女性の経営への主体的な参画推進	産業政策課
14	農林水産業における意思決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の業務遂行及び農業委員会組織の活性化等に向けた女性委員の参画 ・農協、森林組合、漁協等の団体への女性役員の登用に向けた働きかけ 	農業委員会事務局 農業振興課 農林整備課 水産振興課

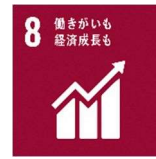
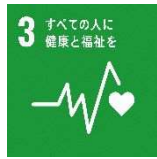
施策の方向（５）地域社会における男女共同参画の推進

現状ではまちづくり協議会の会長をはじめ地域の役員の多くは男性ですが、多様な地域課題の解決に取り組んでいくためには、男女共同参画の視点に立った地域づくりが重要となります。

地域団体における意思決定への女性の参画拡大を進めるとともに、地域づくりにおける女性の人材育成、女性リーダーの育成を行います。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
15	地域団体における意思決定過程への女性の参画拡大	・まちづくり協議会や地区振興会役員等（構成員）への女性の参画拡大	まちづくり支援課
16	地域づくりリーダーの育成	・男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業等への派遣（補助金制度の活用） ・ステップアップセミナーの開催（再掲）	男女共同参画課

重点目標 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現



現状と課題

地震、津波、風水害等の大規模災害は、全ての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、社会的に弱い立場にある人がより大きな影響を受けることが指摘されています。

市民意識調査における大規模災害に関する質問項目においても、防災や復興の計画策定の場に男女等がともに参画して施策方針等を決めることや、男女等の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うことが必要と考えている人の割合が、男女とも6割近くに及んでいます【図表2-1】。

女性と男性が災害から受ける影響の違いなどを理解し、男女共同参画の視点から十分に配慮された災害対応が行われることが、防災・減災及び災害に強いまちづくりの実現にとって不可欠です。

配偶者からの暴力(DV)や性暴力、性別等に基づくハラスメント^{※10}等は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

市民意識調査によると、女性の4人に1人がDVの被害経験があり、約10人に1人の女性が配偶者等から暴力を何度も経験するなど、被害者の多くは女性です【図表2-2】。

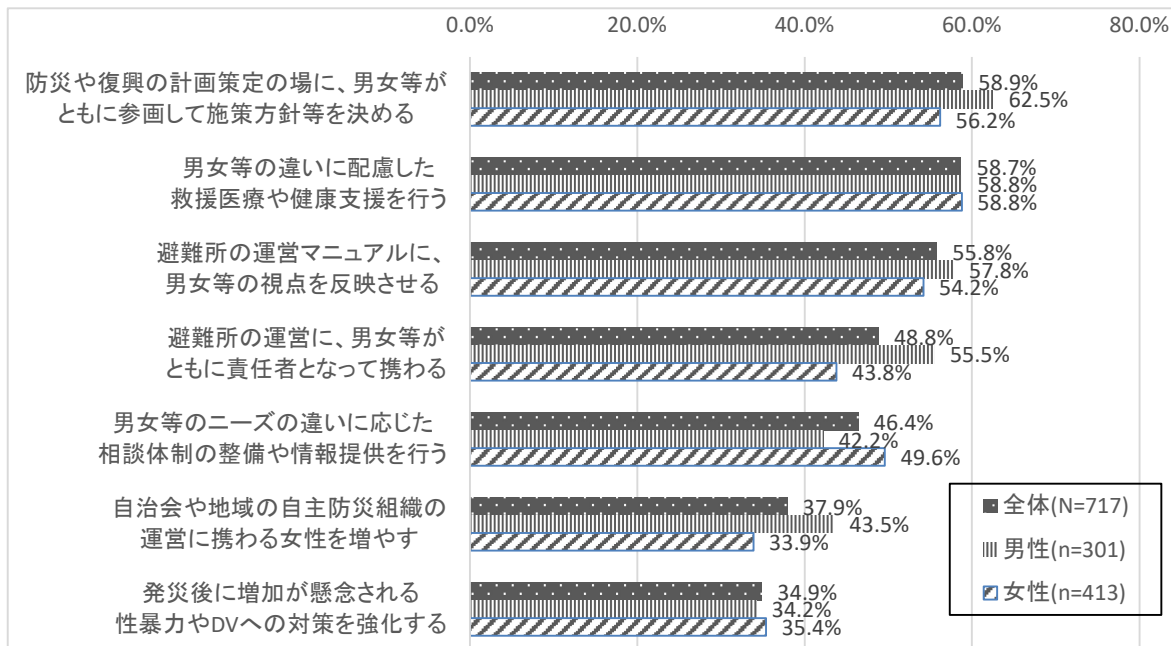
女性に対する暴力の背景には、固定的性別役割分担意識^{※3}のほか、男女の社会的地位や経済力の格差など、社会的・構造的な問題が存在しています。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響が大きいものであり、その後の人生にも大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることがある深刻な問題です。全ての人が安心して暮らせる社会づくりを目指すうえで、女性に対する暴力の防止や被害からの回復のための取組は重要な課題です。

とりわけ女性は、半数以上が非正規雇用であり、2割前後である男性と比べてその割合は高くなっています【図表2-5】。出産や子育てによる就労の中断などを背景とした男女間、雇用形態間の賃金格差も大きく、非正規雇用の単身者、ひとり親家庭、単身高齢者など、女性は様々な年代で貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。長期的な展望に立った就労支援、貧困を断ち切るための生活困窮世帯への教育支援等、一人ひとりの生き方に寄り添った切れ目のない支援が求められています。

また、高齢者、障がい者、外国人など、それぞれが抱える困難に加えて、女性であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、性的指向・性自認^{※5}を理由として困難を抱える人々が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に困難な状況に置かれることは問題であり、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

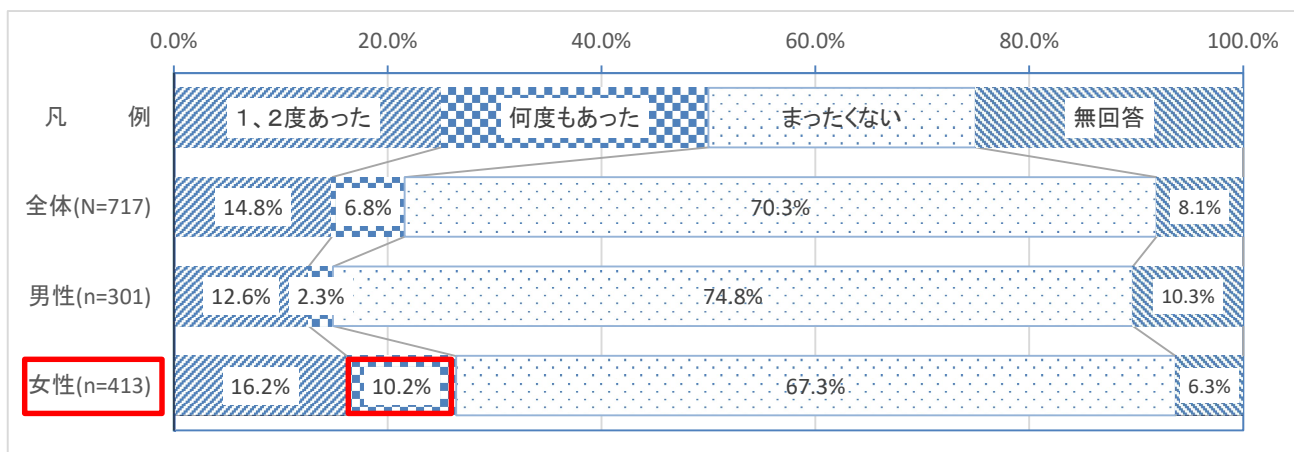
男女が互いの人権を尊重しながら主体的に行動するためには、身体的性差について理解し合うことも必要です。特に女性は、ライフステージごとに心身の状態が大きく変化する特性があることから、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※20の視点も含め、正しい知識と情報を得るための啓発と女性のライフステージなどに応じた健康支援に取り組む必要があります。

【図表 2-1】大規模災害に備え男女共同参画の視点から見た必要な取組



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

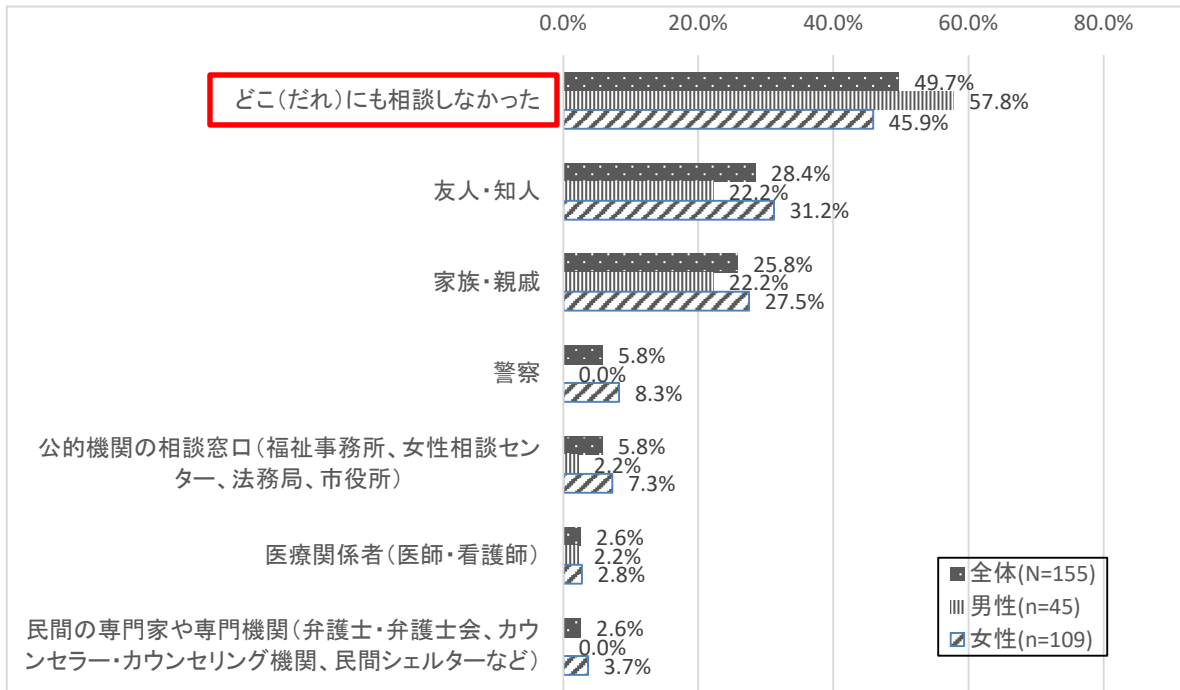
【図表 2-2】配偶者等からの暴力（DV）の被害経験



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

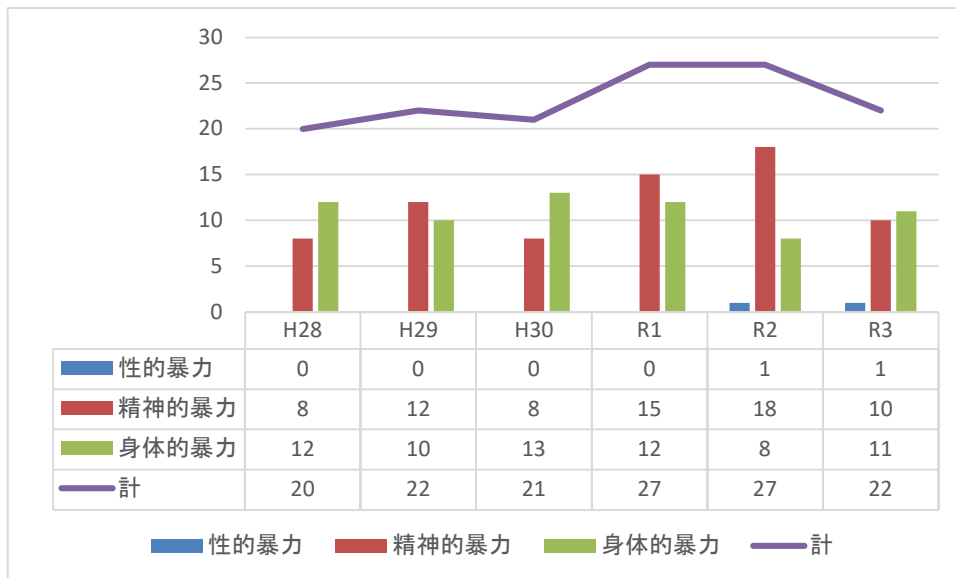
【図表 2-3】DV被害者の相談状況

(問) 「1、2度あった」または「何度もあった」と答えた方におたずねします。そのことについて、誰かに相談しましたか。次の中から選んでください。(いくつでも)



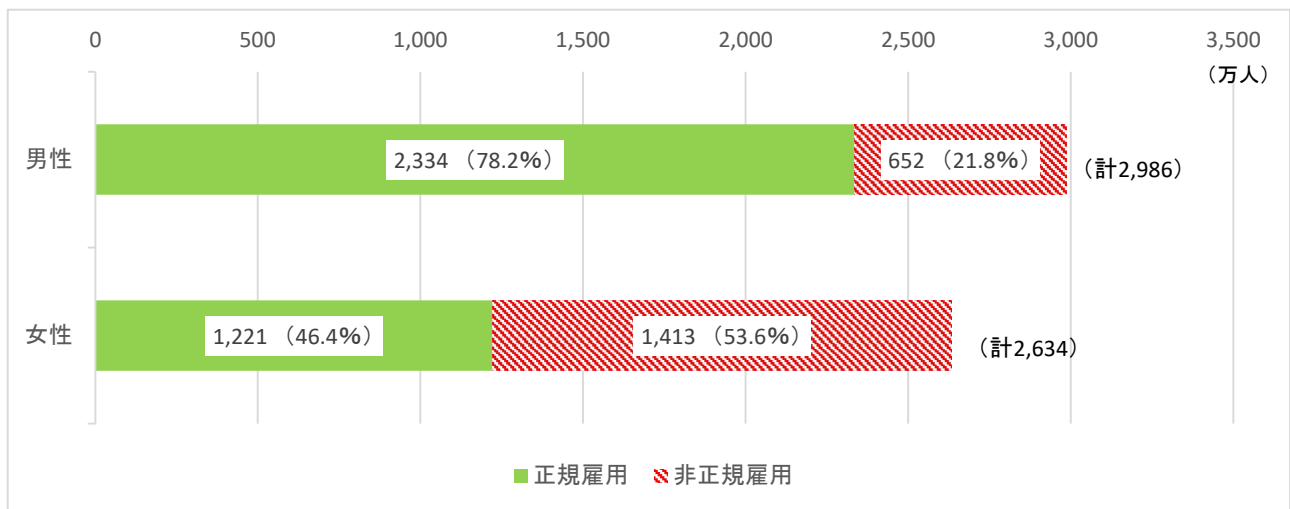
資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

【図表 2-4】DV相談件数（実人数）の推移



資料：子育て支援課調べ

【図表 2-5】令和 3 年度 正規雇用労働者と非正規雇用労働者数（男女別）



資料：令和 4 年版男女共同参画白書から一部を抜粋し作成

施策の方向（１）男女共同参画の視点からの防災力の向上

過去の災害において、避難所における男女のニーズの違い等に配慮が不足するなどの課題が浮き彫りとなったことから、さまざまな意思決定過程において多様な意見が反映されるよう、男女共同参画の視点を生かした地域防災を進める基盤づくりに取り組みます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
17	防災分野における男女共同参画の視点の普及・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定の場や避難所運営等における女性の参画拡大 ・防災部門と男女共同参画部門の平常時からの連携 ・職員研修、出前講座等による啓発 	防災危機管理課 男女共同参画課 健康福祉政策課

施策の方向（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶

本市においては、DV相談件数は横ばい状態ですが、潜在件数も多くあると考えられることから、引き続き、女性相談員や女性弁護士等による専門相談など相談体制の充実に取り組みます。

また、関係機関が連携し情報提供・共有を行うことで早期発見による被害の潜在化を防ぎ、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
18	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員の配置、相談員の資質向上(研修) ・女性のための無料法律相談の実施 	子育て支援課 男女共同参画課
19	連携体制の強化、支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」の連携による被害者の保護支援 	子育て支援課
20	女性に対するDV防止のための広報、啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV^{※6}防止リーフレットの中高生への配布、広報紙等による啓発 	子育て支援課 男女共同参画課
21	子どもの頃からの人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での人権教育や性に関する教育の実施 ・子どもの人権学習機会の充実 	学校教育課 生涯学習課

施策の方向（３）生活上の困難に対する支援

女性は非正規雇用やひとり親である割合が男性に比べ高く、貧困に陥りやすい状況にあるため、個人や世帯の課題に応じた相談対応や就労支援、子育て支援等を行うとともに、親から子への貧困の連鎖を断ち切るための教育支援等の取組を行います。

高齢化が進展する中で、高齢者自身が自立して充実した生活を送れるよう、就労や地域への参画、健康づくりなどの支援に引き続き取り組みます。

また、障がい者や外国人等については、相談体制の充実や差別解消に向けた社会の理解を進めるなどの取組を行います。

さらには、性的指向・性自認^{※5}などを理由として不安や困難を抱える人々に対する理解促進など、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
22	ひとり親家庭等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給や医療費助成による経済的支援 ・日常生活支援事業の実施 ・就業に優位となる資格取得の際の生活安定のための給付金支給や受講料の助成 ・各種支援策の情報提供と相談体制の充実 	子育て支援課 福祉課
23	経済的な困窮家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮した世帯の自立に向けた相談や就労等の支援 ・生活困窮者の子ども等を対象とした学習支援(生活困窮者自立支援事業) ・就学援助費の支給 	福祉課 学校教育課
24	高齢者の自立支援や健康増進、生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの財政的支援 ・シルバー人材センター運営費の補助 ・介護予防活動の推進 ・生きがいづくりのための生涯学習の推進 	高齢者支援課 生涯学習課
25	地域生活における障がい者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性や合理的配慮^{※2}等についての理解促進に向けた研修・啓発事業の実施 ・障がい者相談の実施(地域障がい相談支援センターの運営) 	福祉課
26	居住外国人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における外国人のための相談窓口の開設 ・日本語教室の開催、多文化共生への理解促進、やさしい日本語の普及 ・外国人児童生徒への日本語指導 	政策企画課 学校教育課

No.	具体的施策	取組内容	担当課
27	性的指向、性自認 ^{※5} に関する人権に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向、性自認^{※5}に関する人権に係る配慮 ・性の多様性に対する理解促進 	男女共同参画課 生涯学習課

施策の方向 (4) 生涯を通じた健康支援

女性も男性も、心と身体健康状態に応じた適切な自己管理ができるようにするため、健康教育、人間ドックや各種検診、健康相談等を通して、疾病の予防及び早期発見・早期対応を推進し「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、生涯にわたる健康づくりを進めます。

特に女性は、妊娠・出産・更年期などライフステージに応じて心身の状況が大きく変化することから、人生の各ステージに応じた情報提供や各種相談、健康教育や訪問指導を行います。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
28	健康増進事業や生活習慣病対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健(検)診の実施 ・健康ポイント事業、健康イベントの開催 ・各種相談体制の整備(専門職による健康教育、戸別訪問) 	健康増進課
29	ライフステージに応じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特有のがんや健康問題に関する相談及び検診の受診促進 ・女性の健康セミナーの開催 	健康増進課 男女共同参画課
30	妊娠、出産等に関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診事業 ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業 ・産婦健康診査事業 ・一般・生殖補助医療費助成事業 ・早産予防事業 ・新生児検査費助成事業 ・離島妊産婦等健康診査支援事業 ・妊産婦への家事・育児支援 	健康増進課 子育て支援課

重点目標 3 男女共同参画社会の実現のための意識改革



現状と課題

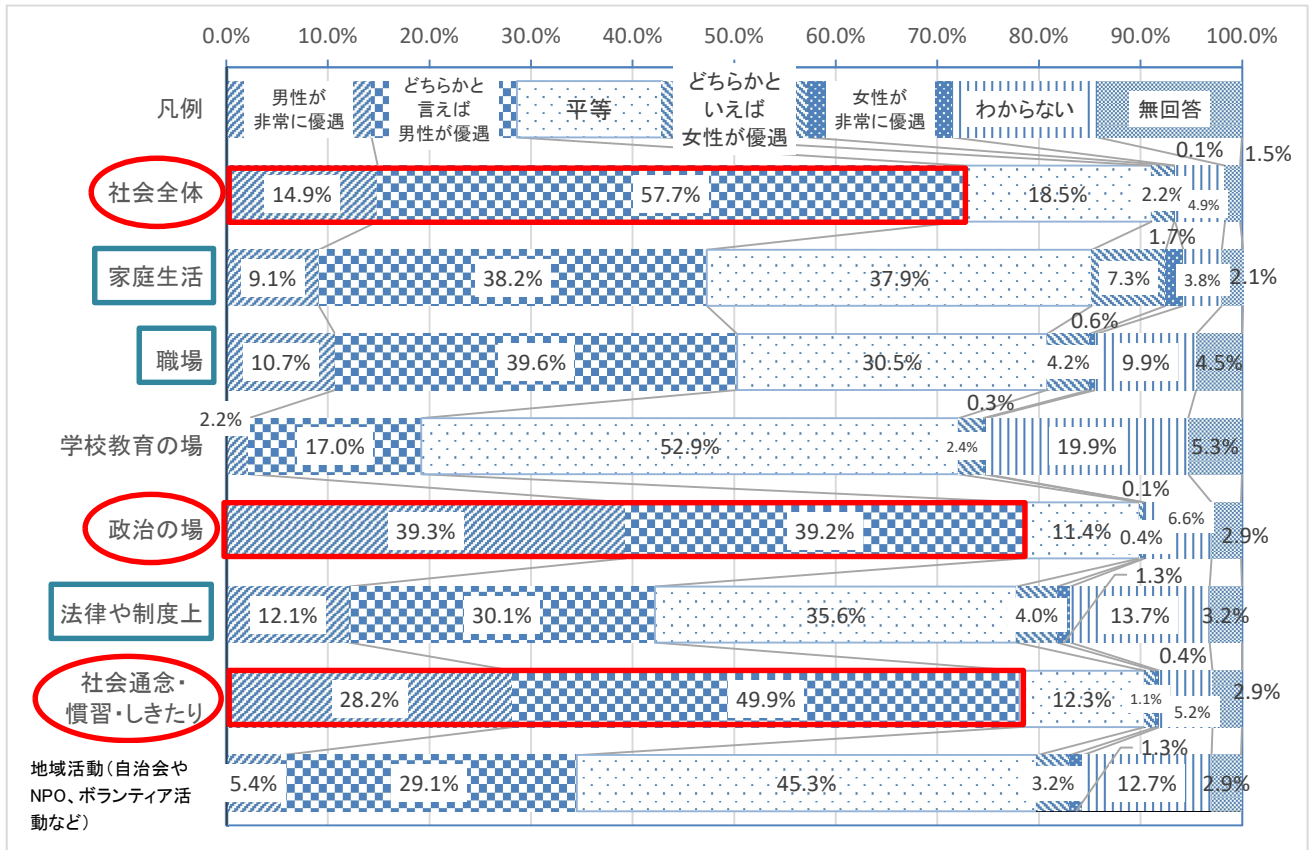
市民意識調査では、様々な場における男女の地位の平等感に関して、「男性優遇」と感じている人の割合が「社会全体」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」では7割以上、「職場」では5割以上、「家庭生活」「法律や制度上」では4割以上に上っており、平成27年度の調査から大きな改善がみられません【図表3-1】。

男女共同参画を推進する様々な取組が進められている中、大きな改善がみられない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識^{※3}や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{※12}があることが挙げられます。

このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在します。自分の中にある固定的性別役割分担意識^{※3}や偏見・固定観念を自覚し、それらにとらわれないよう変えることで、性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重しながら、主体的で多様な選択を行い、自分らしく生きられる社会の実現につながります。

子どもに男女平等の意識を浸透させる上で学校教育の果たす役割は大きく、発達段階に応じた人権教育や男女共同参画の視点に立った教育の充実を図っていく必要があります。

【図表 3-1】 様々な場における男女の地位の平等感



男女の地位の平等感 (前回調査との比較)	調査年度	男性優遇	平等	女性優遇	わからない 無回答
社会全体	R3	72.6%	18.5%	2.3%	6.4%
	H22	67.6%	16.0%	4.3%	12.2%
家庭生活	R3	47.3%	37.9%	9.0%	5.9%
	H27	58.0%	32.4%	5.2%	4.4%
職場	R3	50.3%	30.5%	4.8%	14.4%
	H27	52.2%	32.1%	6.2%	9.6%
学校教育の場	R3	19.2%	52.9%	2.7%	25.2%
	H27	16.8%	56.1%	3.1%	24.0%
政治の場	R3	78.5%	11.4%	0.5%	9.5%
	H27	75.0%	9.9%	1.3%	13.8%
法律や制度上	R3	42.2%	35.6%	5.3%	16.9%
	H27	48.1%	29.2%	8.4%	14.2%
社会通念・慣習・しきたり	R3	78.1%	12.3%	1.5%	8.1%
	H27	76.6%	11.6%	2.4%	9.3%
地域活動(自治会やNPO、ボランティア活動など)	R3	34.5%	45.3%	4.5%	15.6%
	H27	30.5%	47.4%	5.7%	16.5%

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度）

施策の方向（１）男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが社会のあらゆる場面や機会において男女共同参画の視点に立った行動を実践することが重要です。

そのため、性別による固定的役割分担意識^{※3}の解消や、男女共同参画とその必要性についての正しい理解に向け、あらゆる機会や多様な媒体を通じて啓発活動に取り組みます。また、地域や各種団体との連携を強化し、地域性や活動分野に応じた効果的な広報・啓発に取り組みます。

男女共同参画社会を形成していくことは、性別を問わず全ての人にとって重要であり、暮らしやすい社会づくりにつながることについての理解を深めるための広報・啓発を行います。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
31	男女共同参画社会の理念や内容についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間事業の実施 ・まちづくり講座や出前講座等の実施による啓発 ・市立図書館等における男女共同参画に関する図書資料等の充実及び情報提供 	男女共同参画課 生涯学習課
32	<u>固定的性別役割分担意識</u> ^{※3} や <u>無意識の思い込み(アンコンシヤス・バイアス)</u> ^{※12} の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌、SNS、講座、男女共同参画週間事業等による啓発事業 	男女共同参画課

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進

学校教育においては、あらゆる活動を通して人権の尊重や男女平等についての教育が行われており、次世代への男女共同参画に関する教育・啓発の効果は極めて大きいため、今後も教職員、幼稚園教諭等の教育に携わる者の男女共同参画の理解と意識を高める研修等を行いながら、さらなる男女共同参画の視点に立った教育の充実に取り組みます。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
33	子どもに対する男女共同参画の視点に立った教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全体を通じた指導の充実 ・性別にとらわれない進路指導の充実 ・教職員等における研修の充実と研修会等への参加促進 	学校教育課

No.	具体的施策	取組内容	担当課
34	互いを尊重し合う人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講座や人権学習会の開催 ・公民館講座の実施、男女共同参画の視点を踏まえた周知啓発 	生涯学習課 男女共同参画課

重点目標 4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化



現状と課題

男女共同参画は政治、雇用、教育、安全など幅広い分野と密接に関係しており、計画を総合的かつ効果的に推進していくためには、国や県、他市町村と情報共有や連携をしながら進める必要があります。

市においては、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、実施する全ての施策について男女共同参画の視点を組み入れ、横断的かつ総合的な課題として全庁的な取組となるよう、庁内の連携強化と職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、男女共同参画を推進していくためには、市民や団体、企業等と市が連携した取組を行っていく必要があります、そのための推進体制の充実が重要となります。

現在、セミナーやイベントの実施などを通じて、男女共同参画センターの登録団体と連携した取組を進めていますが、各団体の活動状況に差があり、登録団体同士や他の関係団体等との連携も十分とは言えない状況です。引き続き、男女共同参画センターの機能強化を図りつつ、登録団体の組織力強化、連携強化に向けた支援を行っていく必要があります。

さらには、市内の各地域、様々な分野において男女共同参画の視点を持って活動する団体・個人の活動が個々の活動範囲にとどまらず広がっていくよう、その活動と連携強化に向けた支援も行っていく必要があります。

施策の方向（１）市の推進体制の強化と県や他市町村との連携

本計画（第４次計画）を推進するにあたっては、定期的に進捗管理を行うとともに、市職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるよう、職員研修や情報提供の充実を図ります。

また、県や他市町村と男女共同参画の推進に関する先進的な取組事例や人材などの情報共有を行い、連携強化を図ります。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
35	市の推進体制の充実	・各施策への男女共同参画の視点の反映 ・計画の進捗管理、審議会の意見反映、年次報告書の公表	全庁 男女共同参画課
36	職員の意識啓発	・市職員の研修の実施、情報提供の充実	男女共同参画課
37	県や他市町村との連携	・男女共同参画の推進に関する先進的な取組事例や人材などの情報共有	男女共同参画課

施策の方向（２）市民や各種団体等との連携・協働による取組の推進

男女共同参画の推進拠点として、男女共同参画センターの機能充実やセンター登録団体の拡充を行います。また、センター登録団体の活動や組織強化に対する支援を行うとともに、セミナーやイベントをはじめ、男女共同参画推進に関するさまざまな機会にセンター登録団体の参画を促し、連携・協働の取組を推進します。

No.	具体的施策	取組内容	担当課
38	男女共同参画センターの機能充実	・男女共同参画センター登録団体への支援と協働による啓発事業の推進 ・多様な団体とのネットワークの構築 ・課題の的確な把握と情報発信 ・魅力ある啓発展示物等の充実 ・複合施設の利点を生かした交流の活性化 ・相互支援ネットワーク(全国女性会館協議会)の活用による災害時の対応	男女共同参画課

第5章 男女共同参画計画に掲げる指標

第4次計画を実行性のある計画とするため、重点目標ごとに成果指標を設定し、計画の進捗管理を行います。

指標項目		現況値	現況値の時点	令和11年度目標値
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大				
各種審議会等における女性委員の登用率	25.5%	R4.3.31	35.0%	
女性人材バンクの新規登録者数	15人	R4.3.31	年間10人	
市役所における管理的地位(課長以上)に占める女性職員の割合	17.4%	R4.4.1	25.0%	
市役所における監督職ポスト(係長・課長補佐)に占める女性職員の割合	15.5%	R4.4.1	30.0%	
IT等スキルアップ研修会参加者のうち、女性の参加者数・割合	43名 (80%)	R3年度	現況値を維持	
子育てに係るサービスが充実していると感じる子育て世代の割合	92.5%	R3年度	94.0%	
農業委員における女性委員の登用率	15.4%	R4.3.31	38.5%	
認定農業者に占める女性の数・割合	44人 (12.9%)	R4.3.31	50人 (15%)	
家族経営協定締結農家数	81組	R4.3.31	100組	
地区振興会役員等(構成員)への女性の参画率	26.5%	R4.6.1	30.0%	
重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現				
地区防災連絡協議会における女性委員の登用率	4.8%	R4.7.1	10.0%	
学校全体(各学年)での人権教育の実施状況	100%	R4.3.31	100%	

指標項目		現況値	現況値の時点	令和11年度目標値
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の利用者	8人	R4.3.31	年間15人
	自立相談支援事業により生活再建が図られた件数の割合	57.8%	R3年度	60.0%
	地域介護予防活動参加者数(週1回以上)	3,400人	R4.3.31	3,000人
	脳いきいきサポーター養成者数	393人	R4.3.31	620人
	障がい者の理解促進研修及び啓発事業の参加者数	2,177人	R4.3.31	2,600人
	外国人居住者が天草での生活に満足している割合	73.0%	R3年度	82.4%
	健康ポイント事業参加者数	4,530人	R4.2.28	5,100人
	乳がん検診受診率	41.3%	R4.3.31	50.0%
	子宮頸がん検診受診率	32.7%	R4.3.31	50.0%
	早期妊娠届の率(満11週以内の届出)	93.3%	R4.3.31	94.0%
	子育てに係るサービスが充実していると感じる子育て世代の割合(再掲)	92.5%	R3年度	94.0%
重点目標3 男女共同参画社会の実現のための意識改革				
	性別によって役割を固定してはいけないと考える市民の割合	81.8%	R3年度	86.0%
	性別に関係なく個性と能力を発揮する機会があると感じる市民の割合	22.0%	R3年度	27.0%
	学校における男女共同参画に関する研修の実施状況	100%	R4.3.31	100%
	人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.7%	R3年度	59.7%
重点目標4 男女共同参画推進体制の充実と連携強化				
	男女共同参画センターの登録団体数	11団体	R4.3.31	18団体

資 料 編

第4次天草市男女共同参画計画 用語解説

用 語	頁	解 説
※1 家族経営協定	17	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
※2 合理的配慮	24	障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために社会の側が行う必要な改善や変更のこと。
※3 固定的性別役割分担意識	8 11 14 19 26 28	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
※4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	8 16	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
※5 性的指向・性自認	19 24 25	性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象に向かうのかを示す概念。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認知しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。 なお、性的指向について、例えば、レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」と言う用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。
※6 デートDV	23	まだ結婚していない恋人同士の間で、関係が対等でなくなってしまう、どちらかがもう一方を支配しようとしたり、暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけることをいう。
※7 ドメスティック・バイオレンス(DV)	3	配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力。なぐる、けるなどの身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする心理的暴力や、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりするなどの社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。
※8 認定農業者	17	意欲のある農業者が、効率かつ安定的な農業経営を実現するために、おおむね5年後を見通した「農業経営改善計画」を作成し、市の認定を受けた者。

	用語	頁	解説
※9	パパ手帳	16 17	育児に関する子育て支援情報や相談窓口を掲載し、父親の育児参加を促しながら、子育ての楽しさを発信するために作成し、配付している。
※10	ハラスメント	16 19	人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為。具体的には、属性や人格に関する言葉などによって、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。
※11	ファミリーサポートセンター事業	16	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行いたい方(協力会員)がセンターを橋渡しにして会員登録をし、協力会員が依頼会員に対して援助活動(有償)を行う会員組織。
※12	無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	8 26 28	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
※13	リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	20	平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。 リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの課題は、「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」「安全で満足いく性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが健康に生まれ育つこと」のほか、「避妊・中絶」「性暴力」等といったことも含まれており、女性だけでなく男性の理解が必要であるとともに、幼少期・思春期からの教育が必要とされている。

男女共同参画社会づくりの国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ●「世界行動計画」採択 	●婦人問題企画推進本部設置		
国連婦人の十年	1977年 (昭和52年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館(ヌエック)開館 		
	1979年 (昭和54年)	●国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●県議会が国に対し「婦人の権利を確立するための意見書」提出 ●「県婦人問題行政推進会議」設置 	
	1981年 (昭和56年)	●ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約」採択	●「国内行動計画後期重点目標」策定	●「県婦人問題懇話会」設置
	1983年 (昭和58年)			●「県婦人問題基本計画」策定
1985年 (昭和60年)	●国連婦人の十年ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法」改正 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 		
1986年 (昭和61年)		●婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充	●「女性のための実施計画書」策定	
1987年 (昭和62年)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定		
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「県婦人問題懇話会」が女性の登用等について県知事へ提言 ●県民生活総室に「婦人対策室」設置 	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991年 (平成3年)		●「育児休業法」公布		
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」の公布・施行 ●中学校で家庭科が男女必須になる 		

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置 ●高校で家庭科が男女必須になる 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会形成のための総合的指針「ハーモニープランくまもと」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界女性会議:平等、開発、平和のための行動(北京) ●「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「熊本県農山漁村女性ビジョン」策定 ●熊本県男女共同参画社会推進懇話会設置
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ●「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会設置(法律) ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「介護保険法」公布 	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性副知事就任
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国で2人目、民間出身で初の女性知事就任 ●「女性総合相談室」開設
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画局、男女共同参画会議の設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ●第1回「男女共同参画週間」 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」策定 ●「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定 ●「熊本県男女共同参画推進条例」制定(翌年4月施行)
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ●アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●くまもと県民交流館パレア内に、「男女共同参画センター」開設
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 ●女子差別撤廃条約実施状況第4・5回報告審議 ●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」改定 ●「熊本県農山漁村男女共同参画プランⅡ」策定
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「DV防止法」改正 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ●女性差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」改定
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「育児・介護休業法」改正 ●女性差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ●第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ●UN Women正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次熊本県男女共同参画計画」改定 ●「熊本県農山漁村男女共同参画プランⅢ」策定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第56回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ●若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 ●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ●「DV防止法」改正 ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 	

年	世界の動き	国の動き	熊本県の動き
2014年 (平成26年)	●第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	●「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」改定 ●熊本県女性の社会参画加速化会議発足
2015年 (平成27年)	●国連「北京+20」記念会合(第59回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) ●第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択 ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	●「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	●「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定 ●「くまもと子ども●子育てプラン」策定
2016年 (平成28年)		●女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ●「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ●「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ●G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	●「第4次熊本県男女共同参画計画」改定 ●「熊本県女性の活躍推進計画」策定 ●熊本地震発災
2017年 (平成29年)	●APEC女性と経済フォーラム(ベトナム)		●「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅣ」策定
2018年 (平成30年)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ●「働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行	
2019年 (平成31年) (令和元年)		●「女性活躍推進法」改正 ●「DV防止法」改正	●「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」改定
2020年 (令和2年)	●国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	●「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災●復興ガイドライン」作成 ●男女雇用機会均等法」改正 ●「女性活躍加速のための重点目標2020」策定 ●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ●「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	●「女性活躍サミット2020」開催 ●「第2期くまもと子ども・子育てプラン」策定 ●「令和2年7月豪雨」発災
2021年 (令和3年)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	●「第5次熊本県男女共同参画計画」改定(「熊本県女性の活躍推進計画」を統合)
2022年 (令和4年)		●「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	

男女共同参画社会づくりに係る天草市の主な動き

○平成18年（2006年）

- ・平成18年3月27日 旧2市8町が合併し、天草市誕生
（旧本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町）
- ・企画部に男女共同参画室を設置
- ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施
- ・「天草市男女が共に生きる社会づくり条例」公布

○平成19年（2007年）

- ・男女共同参画宣言都市となる。内閣府と共催で「男女共同参画宣言都市記念フォーラム」を開催。連携事業として「天草つのでフェスタ」を開催
- ・「天草市男女共同参画推進ネットワーク つのでネット～風～」設立

○平成20年（2008年）

- ・「天草市男女共同参画計画」（平成20年度～23年度）を策定
- ・天草市男女共同参画週間事業「2008天草つのでフェスタ」を牛深地域で開催（以降、平成25（2013）年までは開催地域を変えて開催し、平成26（2014）年からは本渡地域で開催）

○平成21年（2009年）

- ・事業所の「男女共同参画推進状況調査」を実施

○平成22年（2010年）

- ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施

○平成23年（2011年）

- ・「天草市男女共同参画センター条例」公布
- ・「天草市男女共同参画センター」（愛称：ぼぼらす）開設

○平成24年（2012年）

- ・「第2次天草市男女共同参画計画」（平成24年度～28年度）を策定
- ・女性人材バンク事業を開始

○平成25年（2013年）

- ・組織改編により、男女共同参画室が企画部から地域振興部に移管され、「男女共同参画課」となる。

○平成27年（2015年）

- ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施

○平成28年（2016年）

- ・「第3次天草市男女共同参画計画」（平成29年度～令和4年度）を策定

○令和元年（2019年）

- ・申請書等における性別記載欄に関する調査を実施

○令和2年（2020年）

- ・男女共同参画センターが複合施設こころすへ移転
- ・「性の多様性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」作成

○令和3年（2021年）

- ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施

○令和4年（2022年）

- ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施

○令和5年（2023年）

- ・「第4次天草市男女共同参画計画」（令和5年度～令和11年度）を策定

○天草市男女が共に生きる社会づくり条例

平成18年12月26日

条例第335号

改正 平成24年12月27日条例第37号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第11条—第21条）

第3章 天草市男女共同参画審議会（第22条—第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

天草市は、海洋性の温暖な気候を生かした農業とともに、豊かな水産資源に恵まれた漁業を主として発展してきた。藍に輝く海や緑豊かな山々などの自然景観、南蛮文化やキリシタンの歴史など多くの観光資源にも恵まれた安らぎの島である。

しかし、少子高齢化や過疎化による地域の担い手不足など本市を取り巻く環境は厳しくなっており、また、全国的な地方分権の推進や自治意識の高まりもあって、地域社会のあり方や市民の意識にも変化が生じている。

このような状況の中、これまでの慣行や性別による固定的な役割分担意識等の見直しを必要に応じて行い、男女が共に個人として尊重され、それぞれの個性や能力を生かして社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画の視点がますます重要になっている。

そこで、私たちは、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、市民一人一人が輝き、安心して心豊かに暮らせる「日本の宝島“天草”の創造」を目指して、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、責任を分かちあい共に生きる社会づくりを、市、市民及び事業者の協働の下、総合的かつ計画的に推進していくためにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われる家庭
- イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
- ウ 配偶者間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人一人がお互いの人権を認め合う家庭

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
- イ 社会の支援の下に、男性も含めた働き方の見直しが行われ、育児休業、介護休業等を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できる職場
- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- エ 男女が方針の決定に共に参画できる職場

(3) 学校において実現すべき姿

- ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進される学校
- イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
- ウ 性別にとらわれず、進学や就職に関し多様な選択ができるような進路指導が充実される学校
- エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男

女平等教育が推進される学校

オ 教職員の研修の機会が増進され、男女共同参画社会の形成が促進される学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

ア 一人一人の人権が尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会

イ 社会の支援の下、男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことによりつくる、心豊かで活力にあふれ安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保するとともに、職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないなど性差別につながる表現を用いるよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、天草市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援と推奨)

第13条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、第6条及び第7条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者に対し、天草市男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女が共に生きる社会づくり推進モデル（以下「推進モデル」という。）として推奨することができる。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第14条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第15条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、

自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないようにすることにより、男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第19条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、天草市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、2月17日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理等)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する苦情等の申出があった場合において、その処理のため必要があると認めるときは、天草市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 天草市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第22条 男女共同参画社会の形成促進に関する重要な事項について調査審議するため、天草市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 推進モデルの推奨に関すること。
- (3) 第20条の苦情等の対応に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門委員)

第28条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項について識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、地域振興部男女共同参画課において処理する。

(平24条例37・一部改正)

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているこ

とにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及

び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

熊本県男女共同参画推進条例（平成13年12月20日条例第59号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第15条—第24条）

第3章 熊本県男女共同参画審議会（第25条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民1人1人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為
(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第 14 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進 (男女共同参画計画の策定等)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 16 条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第 17 条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第 18 条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第 19 条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第 23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第 24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 男女共同参画計画の策定に関する事項

(2) 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項

(3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 27 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

天草市男女共同参画審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	分野	所属	備考
1	アオヤギ ユウジ 青柳 雄二	防災	天草広域連合	
2	エグチ シュンイチ 江口 俊一	地域社会	天草市まちづくり協議会連絡会	
3	シモガド チカ 下門 千華	一般公募	キャリア・コンシェルジュ 代表 (採用・人財育成コンサルタント)	
4	タニグチ シュンイチ 谷口 淳一	一般公募	株式会社 モガ	
5	トバセ ヒロフミ 鳥羽瀬 博文	人権・暴力の根絶	天草人権擁護委員協議会	副会長
6	ノザキ ショウジ 野崎 祥史	職場	公益社団法人 天草法人会	
7	ハヤシ マキ 林 真希	法律・DV	天草ひだまり総合法律事務所 弁護士	
8	マツモト カズミ 松本 和美	福祉・地域づくり	天草市民生委員児童委員協議会連合会	
9	アカギ リエ 赤城 理恵	教育	天草市小中学校長会 (栖本小学校 校長)	
10	モリヤマ トシコ 森山 登志子	子育て	NPO法人 子育てネットワークわ・わ・わ (話・和・輪)	
11	ヤマモト チホコ 山本 智保子	男女共同参画全般	天草市男女共同参画推進ネットワーク つんのでネット～風～	会長
12	ヨシダ ユミコ 吉田 裕美子	職場(農業)	天草市担い手育成支援協議会	

第4次天草市男女共同参画計画

令和5年3月発行

天草市役所 地域振興部 男女共同参画課

〒863-0034 熊本県天草市浄南町4番15号
(男女共同参画センター 天草市複合施設ここらす内)

TEL (0969) 23-8200

E-mail danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>